○国土交通省告示第三百六号

特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成二十一年法律第六十四号）第三条第一項の規定に基づき、特定地域を次のとおり指定する。

平成二十五年三月二十九日　国土交通大臣　太田　昭宏

指定する地域　一　道路運送法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十五号）第五条の規定に基づき関東運輸局長が定める営業区域の「県南東部交通圏」及び「県北交通圏（茨城県）」

二　道路運送法施行規則第五条の規定に基づき北陸信越運輸局長が定める営業区域の「砺波市Ｂ、南砺市」

三　道路運送法施行規則第五条の規定に基づき中部運輸局長が定める営業区域の「東三河南部交通圏」及び「浜松交通圏」

四　道路運送法施行規則第五条の規定に基づき近畿運輸局長が定める営業区域の「河南交通圏」、「生駒交通圏」及び「中部交通圏（奈良県）」

五　道路運送法施行規則第五条の規定に基づき中国運輸局長が定める営業区域の「尾道市」及び「倉吉交通圏」

期　間　平成二十五年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで

○国土交通省告示第三百七号

復旧の目的としないこととした公共施設のうち河川、道路、上水道及び下水道について支払うべき金額の算定基準を定める省令を廃止する省令（平成二十四年厚生労働省・経済産業省・国土交通省令第一号）の施行に伴い、平成十八年国土交通省告示第千四百八十号（復旧の目的としないこととした公共施設のうち河川、道路、上水道及び下水道について支払うべき金額の算定基準を定める省令第二条第一項の規定に基づき、国土交通大臣が定める額を定める件）を廃止する告示を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日　国土交通大臣　太田　昭宏

平成十八年国土交通省告示第千四百八十号（復旧の目的としないこととした公共施設のうち河川、道路、上水道及び下水道について支払うべき金額の算定基準を定める省令第二条第一項の規定に基づき、国土交通大臣が定める額を定める件）は、廃止する。

附　則

この告示は、平成二十五年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第三百八号

道路整備特別措置法施行令（昭和三十一年政令第三百十九号）第十一条の規定に基づき、料金を徴収しない車両を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日　国土交通大臣　太田　昭宏

料金を徴収しない車両を定める告示の一部を改正する告示

料金を徴収しない車両を定める告示（平成十七年国土交通省告示第千六十五号）の一部を次のように改正する。

第八号中「平成二十五年」を「平成二十六年」に改める。

附　則

この告示は、平成二十五年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第三百九号

官公庁施設の建設等に関する法律（昭和二十六年法律第百八十一号）第十三条第一項の規定に基づき、国家機関の建築物及びその附帯施設の位置、規模及び構造に関する基準の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日　国土交通大臣　太田　昭宏

国家機関の建築物及びその附帯施設の位置、規模及び構造に関する基準の一部を改正する告示

国家機関の建築物及びその附帯施設の位置、規模及び構造に関する基準（平成六年建設省告示第二千三百七十九号）の一部を次のように改正する。

第二中「官庁施設の用途」を「官庁施設において行われる事務及び事業」に改め、第二の二中「災害の防止」を「地震、津波、暴風雨等による災害時においても人命の安全確保その他の必要な機能の確保」に改める。

第三及び第四中「官庁施設の用途」を「官庁施設において行われる事務及び事業」に改める。

第四の二のホ中「地震」の下に「、津波」を加える。

別表の（四）中「及び海上保安監部等」を「、海上保安監部等及び地方防衛支局」に改め、同表の備考八中「規定される」を「規定する」に改め、「、航空無線標識所、航空無線通信所」を削り、同表の備考十二中「（昭和二十三年法律第二十八号）」、「、情報通信管理センター」及び「、航空整備管理センター」を削り、同表の備考に次のように加える。

十三　この表において、「地方防衛支局」とは、防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）第三十四条及び地方防衛局組織規則（平成十九年防衛省令第十号）第四十七条に規定する地方防衛支局をいう。

附　則

この告示は、公布の日から施行し、この告示の施行の際、現に存する官庁施設、現に建築、修繕又は模様替えの工事中の官庁施設及び現に借り受けしている官庁施設については、適用しない。

○国土交通省告示第三百十号

次のように都市公園を設置すべき区域を変更したので、告示する。

平成二十五年三月二十九日　国土交通大臣　太田　昭宏

名　称　国営飛鳥・平城宮跡歴史公園

位　置　昭和五十二年建設省告示第百二号、平成十八年国土交通省告示第千二百四十九号、平成二十一年国土交通省告示第八百二十二号に示す位置のとおり

区　域　別紙図面のとおり（略）

（国土交通省近畿地方整備局において、平成二十五年三月二十九日から二週間公衆の閲覧に供する。）

○国土交通省告示第三百十一号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を決定したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十九日から三十日間国土交通省近畿地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十九日　国土交通大臣　太田　昭宏

路線名　近畿自動車道名古屋神戸線

道路の区域

区間	敷地の幅員	延長
城陽市寺田金尾一二九番から同市水主下外島二九番一六地先まで	最大　六六五（メートル） 最小　〇	九五六（メートル）

○国土交通省告示第三百十二号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十九日から三十日間国土交通省東北地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十九日　国土交通大臣　太田　昭宏